

大気関係法令の概要

R8.1

----- 特定粉じん排出等作業の規制基準 -----

大気汚染防止法（以下「法」という。）において、特定粉じんとして石綿（アスベスト）が指定されています。解体等工事を行う際は、工事に着手する前に石綿に関する事前調査を行う必要があり、その結果に応じて届出の提出や、法に定められた作業基準の遵守等が義務付けられています。

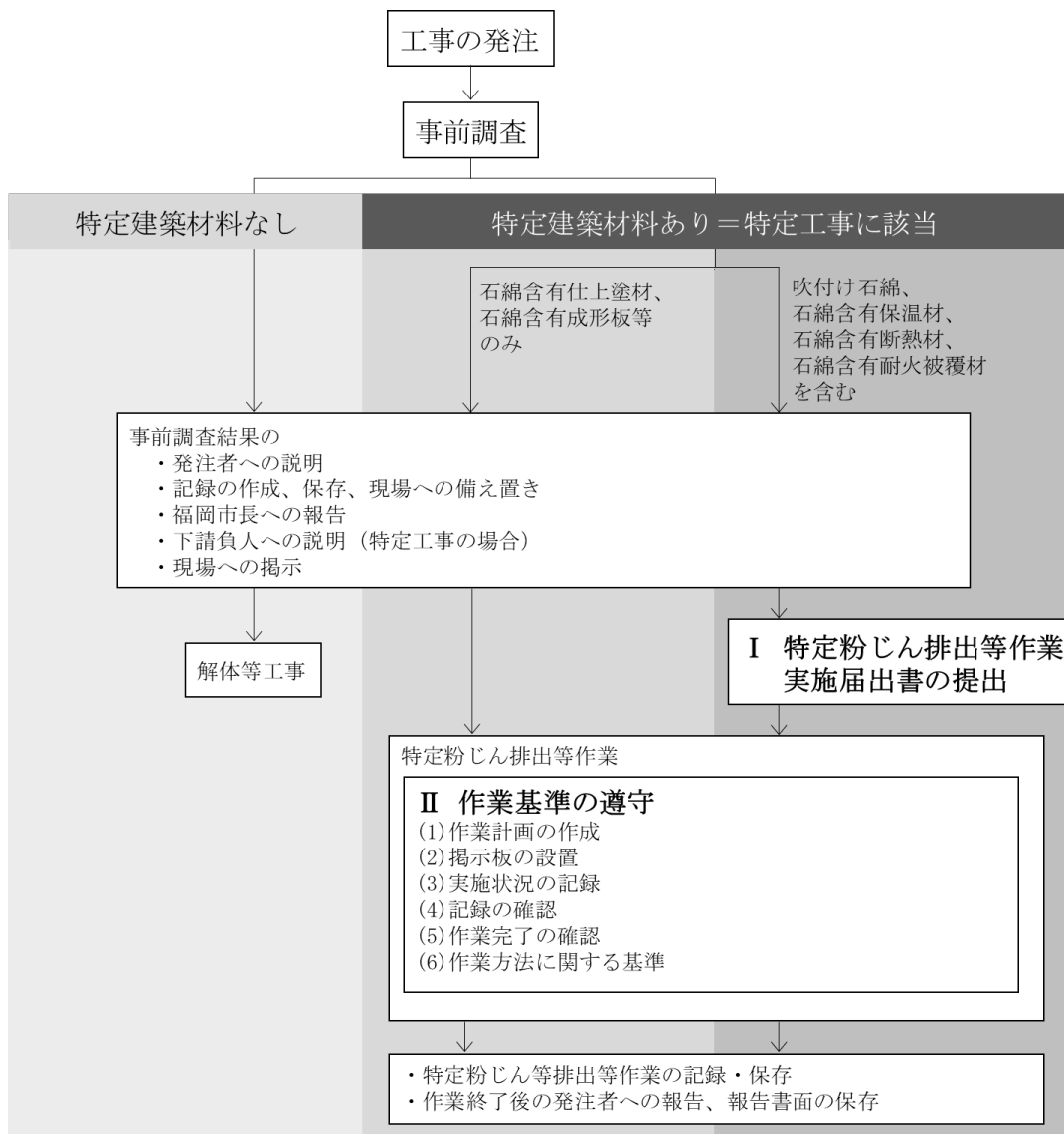
用語の説明

特定建築材料：吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料。

特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を解体、改造又は補修する作業。Ⅰに示すとおり、一部の作業については事前に届出の提出が必要です。また、Ⅱに示すとおり、法に定められた作業基準を遵守する必要があります。

特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事。

解体等工事に係る規制の概要



I 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出（法第 18 条の 17、法施行規則第 10 条の 4）

事前調査結果に応じて、以下のとおり特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が必要になります。

（1）届出が必要となる特定粉じん排出等作業

特定建築材料のうち、以下のものが使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業が届出の対象となります。

- ・吹付け石綿（石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）、石綿含有吹付けパーライトを含む）
- ・石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「断熱材等」という。）

※石綿含有の仕上塗材や成形板等のみが使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業も特定粉じん排出等作業に該当しますが、届出の対象ではありません。

（2）届出者

特定工事の発注者又は自主施工者

（3）届出内容及び書類

① 特定粉じん排出等作業実施届出書

- ・工事の発注者又は自ら施工する者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・工事の場所（届出対象特定工事の名称）
- ・工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
- ・作業の種類
- ・実施の期間
- ・特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積
- ・作業の方法
- ・作業の対象となる建築物等の概要
- ・元請業者又は自主施工者の現場責任者氏名、連絡場所
- ・下請負人が作業を実施する場合、その現場責任者氏名、連絡場所

② 添付書類

- ・労働基準監督署への届出の写し
- ・事前調査結果を説明した書面
- ・建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定建築材料使用箇所の図面、使用面積の算定根拠
- ・特定工事の工程の概要（工程表）
- ・掲示板（作業実施・事前調査結果）
- ・作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す図面、養生面積、養生面積の算定根拠
- ・使用する薬液及び薬液計算書
- ・使用する集じん排気装置及び換気計算書
- ・記録表（集じん排気装置の稼働、作業場及び前室の負圧、排気口の粉じん計等による測定について確認した年月日、確認方法、確認結果、確認者氏名、措置内容を記録するもの）
- ・カタログ（薬液・集じん排気装置・粉じん計）
- ・事前調査を行った者が資格者等に該当することを証明する書類の写し等

（4）届出期限

作業開始の日の 14 日以上前に、届出書の正本 1 通と写し 1 通の計 2 通を提出して下さい。

II 作業基準の遵守（法第 18 条の 14 及び 20、法施行規則第 16 条の 4）

特定粉じん排出等作業にあたっては、以下の作業基準を遵守する義務があります。

（1）作業計画の作成

特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（2）掲示板の設置

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

- ・ 長さ 42.0cm、幅 29.7 cm 以上又は長さ 29.7 cm、幅 42.0 cm 以上であること。
- ・ 次に掲げる事項を表示したものであること。

- ・ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、届出年月日及び届出先
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法

（3）実施状況の記録

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（※）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。

※（6）作業の方法に関する基準の 1 の項中欄に掲げる作業並びに 6 の項下欄(1)及び(3)の作業を行うときは、同表の 1 の項下欄(3)、(4)、(6)及び(7)に規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。

（4）記録の確認

特定工事の元請業者は、（3）の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が（1）に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

（5）作業完了の確認

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

(6) 作業方法に関する基準 (法施行規則別表7)

項	中欄	下欄
1	<p>建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（2又は5の項に掲げるものを除く）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 (2) 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z 8 1 2 2に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3) (1)の規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 (4) 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 (5) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (6) (1)の規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 (7) 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

2	建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等をかき落とし・切断・破砕以外の方法により除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 （(2)の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>(2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1～3及び5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>(2) (1)の方法により特定建築材料（(3)に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造・補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) けい酸カルシウム板第一種にあつては、(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造・補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(4) 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該</p>

		養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	建築物等を改造又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等（除去、囲い込み又は封じ込め）に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等（囲い込み又は封じ込め）を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項下欄(1)から(7)までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄(1)から(3)までに掲げる事項を遵守すること。 (2) 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 (3) 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項下欄(1)から(7)までの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

事前調査について（法第18条の15、法施行規則第16条の5～12）

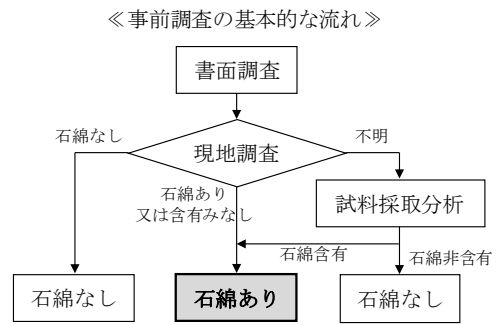
解体等工事の元請業者等は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行う必要があります。

（1）調査手法

調査は、書面調査や現地調査で石綿含有無しの証明を行うことから始まり、その証明ができない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となります。

（2）調査の実施者

事前調査は、下表のとおり、建築物等の種類に応じて必要な知識を有する者が行う必要があります。



建築物 の 解体等工事	以下の要件のいずれかに該当する者 要件Ⅰ：一般建築物石綿含有建材調査者 要件Ⅱ：特定建築物石綿含有建材調査者 要件Ⅲ*：一戸建て等石綿含有建材調査者 要件Ⅳ：令和5年9月30日までに（一社）日本 アスベスト調査診断協会に登録されている者 *Ⅲは、一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ調査可能	
工作物 の 解体等工事	特定工作物※のうち ①～⑤、⑦～⑪	要件Ⅴ：工作物石綿事前調査者
	特定工作物※のうち ⑥、⑫～⑰	要件ⅠⅡⅣⅤの いずれかに該当する者
	特定工作物以外の工作物 (塗料その他の石綿等を使用されている おそれのある材料の除去を伴うもの)	

※特定工作物：石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）
 ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、
 ④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、
 ⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、
 ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む）、
 ⑫トンネルの天井板、⑬プラットフォームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、
 ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

（3）事前調査結果の報告

一定規模以上の解体等工事（※1）については、石綿含有建材の有無に関わらず、石綿事前調査結果報告システム（※2）により、事前調査の結果を解体等工事に着手する前までに報告する必要があります。

- ※1 建築物の解体：対象となる床面積の合計が80㎡以上
 建築物の改造・補修：請負金額の合計額が100万円以上
 特定工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計額が100万円以上



※2 石綿事前調査結果報告システム：<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

（4）その他

事前調査の結果等に関して、元請業者等は以下を行う必要があります。

- ・事前調査結果の発注者への説明
- ・事前調査に関する記録の作成、保存、現場への備え置き
- ・事前調査結果の下請負人への説明（特定工事の場合）
- ・事前調査結果の現場への掲示

届出提出、問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課

中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階） 〒810-8620

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592